

第2回共通到達度確認試験試行試験 民 法

平成28年3月14日実施

科 目	憲 法	刑 法	民 法
試験時間	12 : 30~13 : 40	14 : 20~15 : 30	16 : 10~17 : 40

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HB または B の黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B 以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。

3. 解答方法

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき1つのみマークしてください（2つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他、不正行為を行った場合

【参加学生への告知事項】（再掲）

試験答案は第三者機関が採点処理します。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握しますが、参加学生を個人識別できる情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されますが、法科大学院では成績評価、進級判定に利用しません。

共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行いますので、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとに参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数年に渡り管理します。なお、試行試験に参加した学生が、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ありません。

正解および全体の概括的な分析結果は、試験実施後に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト上で公表されます。

問題 1～40 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれの内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

問題 1

A は、出生しているが、出生の届出はされていない。この場合に、A は権利能力を有する。

問題 2

被保佐人は、自ら負担付贈与を受けるためには、保佐人の同意を得なければならない。

問題 3

一般社団法人は、代表理事がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

問題 4

A は、B の所有する不動産の売却につき B から代理権を授与された後、代理行為をする前に死亡した。この場合に、A を単独で相続した C は、B のために代理行為をする義務を負う。

問題 5

条件付権利は、条件の成否が未定の間であっても、処分することができる。

問題 6

A は、甲動産を遺失した。B が甲動産を拾得して現に所持している場合に、A は B に対して、占有回収の訴えにより甲動産の返還を請求することができる。

問題 7

A は、B の所有する甲セメントを盗み、これを用いて C が所有する乙建物の壁を補修した。この場合に、C は、乙建物と一体化した甲セメントの所有権を取得する。

問題 8

動産に関する物権の譲渡の対抗要件としての引渡しには、占有改定も含まれる。

問題 9

A は、その所有する甲土地を B に売却して代金を受領した。その後、B は甲土地を C に転売して代金を受領した。この場合において、A から B への甲土地の所有権移転登記手続が行われていないときは、B は A に対して所有権移転登記手続を請求することができる。

問題 10

動産の売主は、買主との間で、売買目的物に動産売買先取特権を設定する旨の合意をすることによって、代金債権を担保するための動産売買先取特権を取得する。

問題 11

抵当権は、被担保債権が弁済された場合には、抵当権者による抵当権設定登記の抹消を待たずに消滅する。

問題 12

A は、B 酒店にビール 1 ダースの配達を頼み、B は、配達するビールを他のビールから分離し、これから持って行くと A に通知したうえで車で配達に出かけたが、途中で、B の過失なくそのビールがすべて滅失した。この場合であっても、B は、A に対して別のビール 1 ダースを引き渡さなければならない。

問題 13

特定物の引渡しを目的とする債権の履行を強制する方法として、間接強制を用いることはできない。

問題 14

不可抗力によって金銭債務の履行ができなくなった債務者は、その債務の不履行によって生じた損害の賠償義務を負わない。

問題 15

A が B に対する甲債権を取得した後に、B が C に対する乙債権を取得した。この場合に、A は甲債権を被保全債権として、乙債権を代位行使することはできない。

問題 16

債権者から履行の請求を受けた連帯保証人は、債権者に対して、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。

問題 17

債権者が弁済の受領を拒み、またはこれを受領することができないときは、債務者は、弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる。

問題 18

A は B に対して金銭債権「甲」を有している。弁済期は 2016 年 3 月 30 日である。

B は A に対して金銭債権「乙」を有している。弁済期は同年 2 月 20 日である。

B の債権者 C は、同年 2 月 1 日に乙債権を差し押さえ、同年 2 月 21 日、A に対して同債権の支払を求めた。同日、A が C に対して甲債権と乙債権との相殺を主張して乙債権の支払を拒むことはできない。

問題 19

債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示をしたときは、免除が債務者の意思に反しない限り、その債権は、消滅する。

問題 20

AB 間の契約により、A が第三者 C に対してある給付をすることを約した。この場合に、C が A に対して直接にその給付を請求する権利は、C が A に対してその契約の利益を享受する意思表示した時に発生する。

問題 21

売買契約において、買主の責めに帰すべき事由によって売主が目的物の所有権移転義務を履行できなくなった場合、売主は買主に代金を請求することができる。

問題 22

共有者が共有物を賃貸している場合において、その賃貸借契約を解除するためには、共有者全員で解除の意思表示をしなければならない。

問題 23

A が B 所有の甲自動車を C に売り渡す契約を結びこれを C に引き渡したが、C は、B の追奪によりその占有を失ったため、この売買契約を解除した。この場合、C は、A に対して甲自動車の使用利益の返還義務を負わない。

問題 24

利息付消費貸借における借主は、弁済期から利息を支払う義務を負う。

問題 25

賃借人は、賃借物について有益費を支出したときは、賃貸人に対し、直ちにその償還を請求することができる。

問題 26

請負人が仕事に着手した後は、請負人の債務不履行がない限り注文者は請負契約を解除することができない。

問題 27

A が、義務なくして B の債務を弁済するのに必要な費用を支出した場合に、その弁済が B の意思に反しないときは、A は B の事務の管理者としてその費用全額の償還を B に対して請求することができる。

問題 28

A が、B から騙し取った金銭を C に対する金銭債務の弁済に充てた。この場合、B は、A に対する不当利得返還請求権を取得するが、C に対する不当利得返還請求権を取得することはない。

問題 29

土地の工作物の設置または保存の瑕疵によって他人に損害が発生した場合は、その工作物の占有者および所有者は連帯してその損害を賠償する責任を負う。

問題 30

親権を行う者は、家庭裁判所の許可を得れば、その子との利益が相反する行為を、子を代理して行うことができる。

問題 31

夫婦は、財産分与に関する協議が調わない限り、協議離婚をすることはできない。

問題 32

配偶者のある者は、その配偶者とともにしなければ、成年者を養子とすることはできない。

問題 33

家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。

問題 34

兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

問題 35

A が死亡した後、その父 B が死亡した。この場合において、A の配偶者 C は、A の死後も B の面倒をみていたときでも、A を代襲して B を相続することはできない。

問題 36

共同相続人の 1 人が被相続人から受けた生計の資本としての生前贈与は、具体的相続分の算定にあたって考慮される特別受益に該当する。

問題 37

共同相続された金銭は、相続開始と同時に、相続分に応じて当然に分割されて各共同相続人に帰属する。

問題 38

相続回復請求とは、共同相続人間において、特定の財産が遺産分割の対象となる財産に当たるか否かをめぐる争いを解決するための制度である。

問題 39

被相続人と特別の縁故があった者は、相続人に対して、相続財産の分与を請求することができる。

問題 40

被相続人に相続人のあることが明らかでない場合、被相続人が有していた不動産所有権、動産所有権、預金債権等は、被相続人の死亡の時から相続財産の清算が済むまでの間、帰属主体のないものとなる。

問題 41～60 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 のうち 1 つ選びなさい。

問題 41

取り消すことができる行為に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 被保佐人 A は、保佐人 B の同意を得ずに不動産を購入した後、自らこの契約を取り消した。この場合に、B は A による取消しを取り消すことができる。
2. 保佐人 B は、被保佐人 A が B の同意を得ずに C との間で行った不動産売買を取り消した。この場合に、A は、この売買の代金として C から受け取った金銭をギャンブルで費消していたとしても、その全額を C に返還する義務を負う。
3. 成年後見人 B は、成年被後見人 A が自ら行った不動産売買について事前に同意をしていた場合には、この売買を取り消すことができない。
4. A は B の強迫によってその所有する不動産を C に売却した。この場合に、A は、C が強迫の事実を知らなかったとしても、売買の意思表示を取り消すことができる。
5. A は、B の詐欺によってその所有する不動産を B に売却した後、死亡した。この場合に、A の唯一の相続人 C は、A がした売買の意思表示を取り消すことができない。

問題 42

A は、その所有する甲土地を債権者に差し押さえられるおそれがあったため、B と相談し、仮装の売買契約によって甲土地の所有権を B に移転したこととし、その旨の登記をすませた。この場合に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、A が通謀虚偽表示による意思表示の無効を対抗することができない「第三者」に当たる者の組み合わせを 1 つ選びなさい。

なお、アからエにおける C は、AB 間における通謀虚偽表示の事実を知らないものとする。

- ア. B の相続人 C
- イ. 甲土地について B から抵当権の設定を受けた C
- ウ. B に対して貸金債権を有する C
- エ. 甲土地を B から買い受けた C

1. アウ
2. アエ
3. イウ
4. イエ
5. ウエ

問題 43

A は、B の所有する甲土地を、実際には代理権がないのに B の代理人と称して C に売却した。この場合に関する以下の記述の空欄①～③に入る語の組み合わせとして、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

A による無権代理行為の後に B が死亡し、A が B を単独相続した。この場合に、A は、自らがした無権代理行為の追認を拒絶することが (①)。

A による無権代理行為の後に B が死亡し、A が D とともに B を共同相続し、D が A のした無権代理行為を追認した場合に、A は、追認を拒絶することが (②)。

A による無権代理行為の後に A が死亡し、B が A を単独相続した場合に、B は、A がした無権代理行為の追認を拒絶することが (③)。

1. ①できない ②できる ③できる
2. ①できる ②できる ③できる
3. ①できない ②できない ③できる
4. ①できる ②できない ③できる
5. ①できない ②できない ③できない

問題 44

物権に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 土地の所有権は、土地上の建物には及ばない。
2. 地上権は、地下に設定することができる。
3. 牧畜を目的とする地上権を設定することはできない。
4. 同一の土地を承役地とする複数の地役権を設定することはできない。
5. 要役地所有者は、地役権により、承役地所有者に不作為を義務づけることができる。

問題 45

以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. A は、所有する甲土地につき B のために抵当権を設定した。その後、A は甲土地を C に譲渡した。B は、抵当権設定登記がされていない場合には、抵当権を C に対抗することができない。
2. A は、所有する甲土地につき、B が所有する乙土地のために地役権を設定し、その旨の登記がされた。その後、B は乙土地を C に譲渡し、C への所有権移転登記がされた。この場合に、C は A に対して、地役権を対抗することができる。
3. A は、所有する甲土地を建物所有の目的で B に賃貸し、B は、甲土地上に乙建物を建てて自己の名義でその所有権保存登記をした。その後、A が甲土地を C に譲渡した場合、B は、甲土地につき B を賃借人とする賃借権設定登記がされていなくても、C に対して甲土地の賃借権を対抗できる。
4. A は、所有する甲土地を建物所有の目的で B に賃貸し、B は、甲土地上に乙建物を建てて自己の名義でその所有権保存登記をした。その後、A が甲土地を C に譲渡した場合、C は、A から C への甲土地の所有権移転登記がされていなくても、B に対して甲土地の賃料を請求できる。
5. A は、所有する甲土地を B に譲渡した。甲土地は、それ以前から、C が所有する乙土地に囲まれて公道に通じない土地である。この場合、B は、A から B への甲土地の所有権移転登記がされていなくても、公道に至るため、乙土地を通行することができる。

問題 46

占有に関する以下の記述のうち、空欄①～⑤に入る語の組み合わせとして正しいものを1つ選びなさい。

占有者が（ ① ）をもってする占有を、自主占有という。これに対して、（ ① ）を伴わない占有を他主占有という。たとえば、（ ② ）者による土地の占有は他主占有である。自主占有者も他主占有者も（ ③ ）をすることができる。しかし、（ ④ ）が認められるのは、その占有が（ ⑤ ）である場合に限られる。

1. ① 正当な権原 ② 借地権 ③ 占有物の所有権の時効取得 ④ 占有訴権の行使
⑤ 他主占有
2. ① 正当な権原 ② 不法占拠 ③ 占有訴権の行使 ④ 占有物の所有権の時効取得
⑤ 自主占有
3. ① 所有の意思 ② 借地権 ③ 占有訴権の行使 ④ 占有物の所有権の時効取得
⑤ 自主占有
4. ① 正当な権原 ② 不法占拠 ③ 占有物の所有権の時効取得 ④ 占有訴権の行使
⑤ 他主占有
5. ① 所有の意思 ② 借地権 ③ 占有物の所有権の時効取得 ④ 占有訴権の行使
⑤ 自主占有

問題 47

A は、B に対する 1000 万円の金銭債務の担保として、A の所有する甲土地に B のための抵当権 α を設定し、抵当権設定登記が行われた。その後、A は、同土地を C に賃貸し、C は同土地上に乙建物を建築してその所有権保存登記をすませ、同建物に居住をはじめた。その後 A は、D に対する 500 万円の金銭債務の担保として、同土地に D のための抵当権 β を設定し、抵当権設定登記が行われた。この場合に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 抵当権 α の実行としての競売によって甲土地が売却された場合には、抵当権 α とともに抵当権 β も消滅する。
- イ. 抵当権 β の実行としての競売によって甲土地が売却された場合には、抵当権 β は消滅するが抵当権 α は消滅しない。
- ウ. 抵当権 α の実行としての競売によって甲土地が売却された場合において、C は、同土地の賃借権を、同土地の買受人に対抗することができない。
- エ. 抵当権 β の実行としての競売によって甲土地が売却された場合において、C は、配当手続の中で、同土地の賃借権を失うことについての補償金の交付を受ける。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ

問題 48

以下の最高裁判所の判決文（一部表現を改めている）に関する記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

「……原審は、債権者が弁済期後に譲渡担保の目的不動産を第三者に譲渡した場合であっても、譲受人がいわゆる背信的悪意者であるときは、債務者はその清算が行われるまでは債務を弁済して目的不動産を受け戻すことができ、その所有権をもって登記なくして譲受人に対抗することができる。ところが、上告人（譲受人）は背信的悪意者に当たるから、被上告人（債務者）は右の供託によって本件建物を受け戻し、その所有権をもって上告人に対抗することができる」と判断して、上告人の請求を棄却した。

しかしながら、不動産を目的とする譲渡担保契約において、債務者が弁済期に債務の弁済をしない場合には、債権者は、右譲渡担保契約がいわゆる帰属清算型であると処分清算型であるとを問わず、目的物を処分する権能を取得するから、債権者がこの権能に基づいて目的物を第三者に譲渡したときは、原則として、譲受人は目的物の所有権を確定的に取得し、債務者は、清算金がある場合に債権者に対してその支払を求めることができるにとどまり、残債務を弁済して目的物を受け戻すことはできなくなるものと解するのが相当である（最高裁昭和46年（オ）第503号同49年10月23日大法廷判決・民集28巻7号1473頁，最高裁昭和60年（オ）第568号同62年2月12日第一小法廷判決・民集41巻1号67頁参照）。この理は、譲渡を受けた第三者がいわゆる背信的悪意者に当たる場合であっても異なるところはない。ただし、そのように解しないと、権利関係の確定しない状態が続くばかりでなく、譲受人が背信的悪意者に当たるかどうかを確知し得る立場にあるとは限らない債権者に、不測の損害を被らせるおそれを生ずるからである。

したがって、前記事実関係によると、被上告人の債務の最終弁済期後に、A（債権者）が本件建物を上告人に贈与したことによって、被上告人は残債務を弁済してこれを受け戻すことができなくなり、上告人はその所有権を確定的に取得したものである。これと異なる原審の判断には、法令の解釈を誤った違法があり、右の違法は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。」

- ア. この判決は、上告人の上告を棄却した判決である。
- イ. 本判決によれば、上告人は、いわゆる背信的悪意者であったとしても、譲渡担保目的物の所有権を確定的に取得することになる。
- ウ. 本判決によれば、債権者は、清算金を支払うまでは譲渡担保の目的不動産の所有権を確定的に取得することができない。その結果、弁済期到来後、債権者から譲渡担保目的物の贈与を受けた者は、所有権移転登記をしたとしても、債務を弁済した債務者による受戻しに対抗することができない。
- エ. 本判決によれば、債権者が弁済期到来後に譲渡担保目的物を第三者に処分した場合、債務者は、債権者に対して弁済をして譲渡担保目的物を受け戻すことができなくなる。
- オ. 本判決によれば、債務者は、債権者に対して弁済をして譲渡担保目的物を受け戻すことができなくなったとしても、清算金の支払を求めることができなくなるわけではない。

1. アイ
2. アウ
3. イオ
4. ウエ
5. エオ

問題 49

A が B に対して甲債権を有している場合に、A が行使しうる詐害行為取消権に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. A は、詐害行為取消権を裁判外でも行使することができる。
- イ. A は、B が C に対して既に負っている債務を担保するために B が所有する乙不動産について担保物権を設定する行為を、詐害行為として取り消すことはできない。
- ウ. A が甲債権を取得する前に、B がその所有する乙不動産を C に贈与したため債務超過に陥っていた場合、A は、この贈与を詐害行為として取り消すことはできない。
- エ. A が甲債権（債権額 2000 万円）を取得した後に、B が、その所有する乙不動産(時価 3000 万円)を C に贈与した。この贈与が詐害行為となる場合、A は、その 3 分の 2 だけを取り消すことができる。
- オ. A が、B の所有する乙不動産の C への贈与を詐害行為として取り消すことを求めるとき、C を被告とすれば足り、B を被告とする必要はない。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

問題 50

ABC の 3 名が G に対して連帯債務を負っており、その内部的負担割合は 1:1:1 である。この場合に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. A が G に対して有する債権について相殺を援用した。この場合、B および C のいずれも、A の負担部分の限度でその義務を免れる。
- イ. A が債務の全額を弁済したときは、B および C のいずれも、その義務を免れる。
- ウ. A が債務の全額を弁済したときは、自己の負担部分を超える額の全額について、B に対して求償することができる。
- エ. A が自己の負担部分に満たない弁済をしたときには、A は、他の連帯債務者に対して求償することができない。
- オ. A と G との間の更改によって A の債務が消滅したときは、B および C のいずれもその義務を免れる。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 51

次に示すのは、売買の目的物に隠れた瑕疵があったときに売主が買主に対して負うべき責任に関する、教師 A、学生 B および学生 C の会話である。空欄①～③に入る語の組み合わせとして正しいものを 1 つ選びなさい。

教師 A : X が、中古車販売業者 Y の展示場に展示されていた甲という中古車を見て Y から甲を購入する契約を結びました。XY 間での取り決めにしたがって、契約の 3 日後に甲はキャリアカー（車両運搬車）で X 宅に輸送され、X は引渡しを受けました。しかし、甲のブレーキは、誰も気づいていなかったのですが実は甲が展示場に置いてあったときにはすでに故障しており、X は、引渡しを受けた 1 週間後に甲にその故障があることを発見しました。まず、こういう事例で考えてみましょう。このとき、Y は X に対してどのような責任を負うのでしょうか。B 君の意見はどうですか。

学生 B : 債務不履行責任は負わないと思います。なぜならば、Y がこの売買契約に基づいて負う義務は、展示されているままの状態での甲を X に引き渡すことであって、Y はそれを完全に果たしているからです。

学生 C : そうすると、X は Y に何の請求もできないということになるのかしら。

学生 B : そうではありません。瑕疵担保責任の規定に基づいて、X は、損害賠償は請求できますし、さらに、ブレーキの故障という隠れた瑕疵のせいで契約目的を達成することができなければ、契約の解除をすることもできます。ただ、それは債務不履行責任ではなく、瑕疵担保責任の規定に基づく特別の責任だということです。

Y に債務不履行がないという前提から出発する限り、X は（ ① ）の賠償を請求できないことになるでしょう。

学生 C : 修繕費用を損害として賠償請求することができますか。

教師 A : C さんはどう考えるのですか。

学生 C : まず、XY 間で結ばれた契約の趣旨をはっきりさせなければならぬと思います。

たとえば、甲が今ではほとんど残っていない珍しい車種のもので、X は甲を自宅の庭で観賞するために買ったのであり、公道で運転するつもりはない、ということが契約時に XY 間で了解されていたという例を考えると、その場合には、Y は展示時の現状で引き渡せば売主としての義務を果たしたことになるでしょう。しかし、中古車展示場に行く人は、通常は、公道で運転しようと思って中古車を買うのではないのでしょうか。そういう通常の事例を考えると、XY 間の契約の趣旨としては、Y は公道での運転に適した状態の甲を X に引き渡す義務を負っていると考えべきであり、それなのに Y が X にブレーキの故障した甲を引き渡したのですから、それはただの債務不履行だと思います。修繕費用を損害として賠償請求することもできるはずですよ。

学生 B : C さんの立場だと、X は Y にブレーキの修繕も請求できることになるのですか。

学生 C: 先ほどの、公道で運転しようと思って中古車を買うという通常の事例を想定すると、原則として修繕を (②) と考えるのが自然だろうと思います。

教師 A: 議論は尽きませんね。さて、ここまでは、展示場に置いてあったときにはすでに甲のブレーキは故障していた、という事例を考えていましたが、設定を少し変えてみましょう。展示場にある段階では甲のブレーキは壊れていなかったのだけれども、甲をキャリアカーで展示場から X 宅に輸送する途中で、Y がキャリアカーの操作の際に単純なミスをして、そのせいで、X 宅で引き渡したときには甲のブレーキが壊れてしまっていた、しかし引渡し時にはその故障には誰も気がついておらず、引渡しを受けて 1 週間後に X がそれを発見した、という事例に置き換えると、どうなりますか。まず、C さんの意見はどうですか。

学生 C: 契約の趣旨から、Y はブレーキの故障のない状態の甲を X に引き渡す義務があると解されるという前提のもとで考えると、この事例では、ブレーキの故障が、Y の単純なミスによって、引渡し時よりも前に生じていたのですから、Y は債務不履行責任を負う、ということになると思います。

教師 A: そうですか。B 君の立場からはどうなるでしょうか。

学生 B: いま先生の言われた事例では、Y は (③) を負うことになるのではないかと思います。

1. ①履行利益 ②請求できない ③瑕疵担保責任の規定に基づく特別の責任
2. ①信託利益 ②請求できない ③債務不履行責任
3. ①履行利益 ②請求できる ③瑕疵担保責任の規定に基づく特別の責任
4. ①信託利益 ②請求できる ③瑕疵担保責任の規定に基づく特別の責任
5. ①履行利益 ②請求できる ③債務不履行責任

問題 52

賃貸借契約における賃借人の義務に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 賃借人は自己の財産におけるのと同じの注意をもって賃借物を保管する義務を負う。
2. 賃借人は毎月の賃料を前月末までに支払う義務を負う。
3. 賃借人が賃貸人に敷金を交付している場合には、賃借人はその金額の範囲で賃料の支払を拒絶することができる。
4. 賃借人は賃借物の使用および収益に必要な修繕をする義務を負う。
5. 賃借人は、賃借物が修繕を要するときは、遅滞なくその旨を賃貸人に通知する義務を負う。

問題 53

損害賠償に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 不法行為によって被害者が死亡した場合は、被害者が生活のために将来必要となるはずであった費用は賠償すべき損害額から控除されない。
2. 不法行為によって被害者が死亡した場合は、その遺族が支出した葬式費用は賠償すべき損害に当たらない。
3. 不法行為によって被害者たる8歳の児童が死亡した場合は、被害者の将来の収入は不確定であるため、得べかりし収入の喪失は賠償すべき損害に当たらない。
4. 不法行為によって被害者の身体能力が低下した結果、その生活のために介護の費用が必要となった場合に、その後に当初の不法行為とは別個の原因で被害者が死亡したときは、死亡時以降に発生すべき介護の費用は賠償すべき損害に当たらない。
5. 不法行為によって被害者の身体能力が低下した結果、逸失利益の賠償請求が認められる場合であっても、その後に当初の不法行為とは別個の原因で被害者が死亡したときは、死亡時以降の逸失利益は賠償すべき損害に当たらない。

問題 54

注意義務に関する以下の記述のうち、善良な管理者としての注意が要求されないものは何個あるか。

- ア. 留置権者が留置物を占有する際の注意義務
- イ. 質権者が質物を占有する際の注意義務
- ウ. 受任者が委任事務を処理する際の注意義務
- エ. 親権者が子の財産を管理する際の注意義務
- オ. 成年後見人が成年被後見人の財産を管理する際の注意義務
- カ. 相続の放棄をした者が、その放棄によって相続人になった者が相続財産の管理を始めることができるまで、その財産の管理を継続する際の注意義務
- キ. 遺言執行者が相続財産を管理する際の注意義務

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

問題 55

婚姻に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 未成年者が婚姻についてその父母の同意を得ていなかったときは、父母は、同意をしていなかったことを理由に、婚姻の取消しを家庭裁判所に請求することができる。
- イ. 婚姻によって氏を改めた夫または妻は、夫婦の他方が死亡したときは、婚姻前の氏に復することができる。
- ウ. 夫婦の同居義務は、強制執行によって実現を求めることはできない。
- エ. 婚姻の届出前に夫婦財産契約をしなかった夫婦は、婚姻中に夫婦の一方がその名で得た財産を共有する。
- オ. 未成年者は、婚姻した後、20歳に達する日より前に、その親権者の同意を得ずに法律行為をした場合においても、その法律行為を自らの未成年を理由に取り消すことができない。

1. アエ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ

問題 56

父子関係に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. A と B が婚姻をしたが、その数日後に A が海外で収監されて 4 年間帰国することがなく B と会うこともできないままであった。婚姻から 2 年後に B が C を懐胎し、A の帰国前に出産した。この場合において A が C の出生を知った時から 1 年を経過した後であっても、A は AC 間の父子関係を否定することができる。
2. 嫡出否認の訴えを提起できるのは夫と子のみである。
3. 未成年者が認知を行う場合には、法定代理人の同意を得なければならない。
4. 夫 A の死後に、凍結保存されていた A の精子を用いた人工授精によって妻 B が懐胎し、子 C を出産した場合には、認知の訴えによって AC 間の父子関係を形成することができる。
5. 父 A が婚姻関係のない B との間の子 C を自分の子として養育しているときは、その養育の事実をもって認知があったものとして、父子関係が形成される。

問題 57

以下のアからカまでの事項のうち、その効力を生じさせるために家庭裁判所の審判を経る必要がないものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 成年後見の開始
- イ. 協議上の離婚
- ウ. 特別養子縁組
- エ. 親権の停止
- オ. 推定相続人の廃除
- カ. 遺言の撤回

1. アエ
2. イオ
3. イカ
4. ウオ
5. エカ

問題 58

相続の承認および放棄に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 相続人が未成年者である場合、熟慮期間は、この未成年者が自己のために相続の開始があったことを知った時から起算する。
- イ. 相続の単純承認は、家庭裁判所への申述によってしなければならない。
- ウ. 詐欺に基づいてなされた相続放棄を取り消す場合は、家庭裁判所への申述によってしなければならない。
- エ. 相続の開始後、相続人が被相続人の死亡の事実を知らず、かつ、その事実を全く想定せずに、相続財産に属する動産を第三者に処分した場合は、単純承認をしたものとはならない。
- オ. 限定承認をした相続人は、被相続人の債務を承継しない。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

問題 59

Xには、妻A、その間の子(B・C)、および認知した子Dがいる。Xは、下記の自筆証書遺言(以下、本件遺言という)を残して死亡した。本件遺言中、EはXの甥、甲・乙・丙はXの所有する不動産を指し、甲・乙・丙の相続開始時における価額はそれぞれ等しいものとする。本件遺言のうち、⊗はXが自ら押したXの印であり、その他はすべてXが自分で書いたものである。なお、Xの遺言は他には存在しない。

遺言書

- 一、甲はAに相続させる。
 - 二、乙はB^C⊗に相続させる。
 - 三、丙はEに相続させる。
 - 四、Dには相続させない。
 - 五、これ以外の財産については、A・B・Cが等しい割合で分けること。
- 以上、相違ありません。

平成 25 年 3 月 14 日 X⊗

条項「二」中、Bを削除し、Cを加える。X

本件遺言に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 本件遺言の条項一は、「相続人の指定」に当たる。
2. 本件遺言の条項二に加えられた変更は、自筆証書遺言の変更の方式を満たしている。
3. 本件遺言の条項三は、「遺産分割方法の指定」に当たる。
4. 本件遺言の条項四は、「Dについての認知の撤回」に当たる。
5. 本件遺言の条項五は、「相続分の指定」に当たらない。

問題 60

以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 家庭裁判所は、失踪者が失踪の宣告によって死亡したものとみなされる時と異なる時に死亡したことが証明されたとしても、失踪の宣告を取り消すことができない。
- イ. 隔地者に対する契約解除の意思表示は、表意者が通知を発した後それが相手方に到達する前に死亡した場合であっても、そのためにその効力を妨げられない。
- ウ. 共有者の1人が死亡した場合、その持分は、相続人ではなく、他の共有者に帰属する。
- エ. 混同によって債権が消滅するのは、債権者が債務者を相続した場合と債務者が債権者を相続した場合であるから、相続が起こりえない法人の債権が混同によって消滅することはない。
- オ. 借借人の死亡は、賃貸借の終了事由ではない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ